

(平成26年9月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年6月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、51年7月から同年9月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から52年3月まで

私は、昭和53年3月23日にA町役場の窓口で国民年金保険料を2年間分遡って納付することができる旨の説明を受け、同日に2年間分の保険料を納付した。同町の担当者名の記載と押印がある領収書を持っているので、保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

また、申立期間のうち、昭和51年7月から同年9月までの保険料は、53年10月に充当されている記録となっているが、当該期間の保険料は前述のとおり納付していたものであり、重複納付であるので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町が昭和53年3月23日付けで発行した申立期間に係る国民年金保険料の領収書を提出しており、当該領収書に記載されている金額は、申立期間の保険料額と一致している。

また、申立期間の保険料は、前述の領収書の発行日時点では過年度保険料となり、市町村では原則として、過年度保険料を収納することができないが、A町及び当該領収書に押印している領収担当者に照会したところ、昭和53年当時、過年度保険料についても役場窓口で預かり、毎日役場に来ていた金融機関職員に渡すことがあった旨回答していることから、当該領収書により申立期間の保険料が納付されたと考えるのが相当である。

なお、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA町の「国民

年金被保険者台帳」並びにオンライン記録において、申立期間に係る保険料が還付された記録は確認できない上、他の未納期間に充当処理された記録も確認できない。

また、前述の被保険者台帳等によると、申立期間のうち、昭和51年7月から同年9月までの保険料については、申立人は53年5月及び同年6月において共済組合員であったため、当該期間の保険料の一部が同年10月6日付けで充当処理されたものであるが、申立期間の保険料は、前述のとおり既に納付されていたものであるから、当該充当処理の必要は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年6月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められ、51年7月から同年9月までの国民年金保険料を重複納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は23万円、申立期間②は36万1,000円、申立期間③は27万円、申立期間④は26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月15日  
② 平成17年12月15日  
③ 平成18年7月14日  
④ 平成18年12月15日

私は、A社（現在は、B社。以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①、②及び④については、申立事業所に係る給料一覧表（平成17年分）及び支給金額一覧表（18年12月）から、申立人は、当該期間において申立事業所から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により

当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、前述の給料一覧表及び支給金額一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は23万円、申立期間②は36万1,000円、申立期間④は26万4,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③については、申立事業所に係る支給金額一覧表（平成18年7月賞与）から、申立人は、当該期間において、申立事業所から賞与の支給を受けていることが確認でき、その差引支給額は金融機関が提出した申立人名義の口座に係る取引明細の振込金額と一致する。

一方、支給金額一覧表（平成18年7月賞与）からは、申立期間③に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できないものの、申立事業所の顧問社会保険労務士は、当該賞与支給時に厚生年金保険料を控除していなかったため、平成18年8月の給与から控除した旨供述しているところ、支給金額一覧表（平成18年8月給与）及び申立人の同僚が提出した給与明細書（同年7月賞与、同年7月給与、同年8月給与及び同年9月給与）から、申立人は、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により同年8月の給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、前述の支給金額一覧表において確認できる賞与額並びに支給金額一覧表及び同僚の給与明細書から算出した厚生年金保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

- 4 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は28万4,000円、申立期間②は27万8,000円、申立期間③は27万2,000円、申立期間④は24万7,000円、申立期間⑤は25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 16 日  
② 平成 18 年 7 月 14 日  
③ 平成 18 年 12 月 15 日  
④ 平成 19 年 7 月 13 日  
⑤ 平成 19 年 12 月 14 日

私は、平成 11 年 4 月から 22 年 6 月まで A 社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関が提出した申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が振り込まれていたことが確認できる。

また、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与明細書によると、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が

支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の入出金記録及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は28万4,000円、申立期間②は27万8,000円、申立期間③は27万2,000円、申立期間④は24万7,000円、申立期間⑤は25万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 5274

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は28万6,000円、申立期間②は29万円、申立期間③は28万円、申立期間④は26万円、申立期間⑤は25万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日  
② 平成18年7月14日  
③ 平成18年12月15日  
④ 平成19年7月13日  
⑤ 平成19年12月14日

私は、平成9年4月から22年6月までA社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

金融機関が提出した申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が振り込まれていたことが確認できる。

また、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与明細書によると、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の入出金記録及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は28万6,000円、申立期間②は29万円、申立期間③は28万円、申立期間④は26万円、申立期間⑤は25万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は18万6,000円、申立期間②は23万2,000円、申立期間③は24万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成19年7月13日  
③ 平成19年12月14日

私は、平成18年7月から22年6月までA社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関が提出した申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が振り込まれていたことが確認できる。

また、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与明細書によると、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の入出金記録及び複数

の同僚の賞与明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は18万6,000円、申立期間②は23万2,000円、申立期間③は24万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5276（九州（福岡）厚生年金事案 5031 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 7 月 31 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）から支給を受けた申立期間に係る賞与について、年金額に反映されない記録となっているので年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できないとして認められなかった。

今回、新たな資料として、申立期間に係る賞与額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されたことを示す「平成23年分 給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の写し及び厚生年金保険料を負担したことを示す申立事業所名義の通帳の写しを提出するので、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人名義の金融機関の入出金記録により、事業主が供述している賞与の額と同額の20万円の入金を確認できることから、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成26年2月12日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として「平成 23 年分 給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の写し及び申立事業所名義の通帳の写しを提出しており、これらによると、申立期間に係る賞与額（20 万円）に見合う厚生年金保険料（1 万 6,058 円）が事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 25 年 9 月 24 日に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったとして届出を行っていることから、年金事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は30万2,000円、申立期間②は29万円、申立期間③は28万円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日  
② 平成18年7月14日  
③ 平成18年12月15日  
④ 平成19年7月13日  
⑤ 平成19年12月14日

私は、平成12年4月から22年6月までA社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関が提出した申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が振り込まれていたことが確認できる。

また、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与明細書によると、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の入出金記録及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は30万2,000円、申立期間②は29万円、申立期間③は28万円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は25万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 14 日  
② 平成 18 年 12 月 15 日

私は、平成 18 年 4 月から 19 年 1 月まで A 社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人名義の口座に係る通帳の写しにより、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が振り込まれていたことが確認できる。

また、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持している賞与明細書によると、厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立事業所から申立人に対し、申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の通帳の写し及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は3万円、申立期間②は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年12月15日

申立期間に係る標準賞与額については、A社が賞与支払届を年金事務所に遅れて提出したため、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となる記録となるよう認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「平成22年2回目賞与勤怠支給控除一覧表」から、申立人は、申立期間において賞与を支給され、48万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していなかったとして、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年2月10日に当該届を提出していることから、年金事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は15万円、申立期間②は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 3 日  
② 平成 18 年 10 月 13 日

私は、A社から平成 18 年 8 月及び同年 10 月に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間については、申立人名義の金融機関の入出金記録により確認できる賞与の振込額並びに当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している夏季賞与明細書及び決算賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の入出金記録、複数の同僚の夏季賞与明細書及び決算賞与明細書から推認できる賞与支給額及

び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 8 月 3 日は 15 万円、同年 10 月 13 日は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を19万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 8 月 3 日  
② 平成 18 年 10 月 13 日

私は、A社から平成 18 年 8 月及び同年 10 月に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②については、申立人名義の金融機関の入出金記録により確認できる賞与の振込額及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している決算賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、前述の入出金記録及び

複数の同僚の決算賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、19万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、前述の入出金記録によると、当該口座は当該期間以降に開設されており、当該入出金記録では賞与支給の事実について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①に係る賞与明細書等の資料を所持しておらず、A社に照会しても、申立人の当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる貸金台帳等の関連資料を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与支給明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成元年 4 月から 3 年 10 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月から 51 年 6 月まで  
② 平成元年 4 月から 3 年 10 月まで

申立期間①については、A 市役所又は金融機関で国民年金保険料を納付していたので、保険料の納付済期間として認めてほしい。

申立期間②については、B 市 C 区役所で免除申請をしていたので、国民年金保険料の免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日により、昭和 53 年 4 月頃に払い出されていることが推認できることから、当該記号番号払出時点において申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該記号番号払出時点以前に、申立人に対し別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、前述の記号番号払出（昭和 53 年 4 月）直後は、第 3 回特例納付の実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）であり、申立期間①の保険料を特例納付により納付することが可能であったが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付したことは無い旨供述している。

また、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳に、申立期間①の保険料が納付された記録は確認できず、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、自身又は申立期間①当時の同居人が当該期間の保険料を納付していたと申し立てているところ、当該同居人の連絡先は分からないとしており、申立人の申立期間①に係る保険料の納付状況等について当該同居人から確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が当時住民登録していたB市C区は、申立人の当該期間の免除を含む国民年金の記録は無い旨回答しており、申立人の当該期間に係る国民年金保険料の免除申請について確認することができない。

また、申立人が申立期間②の保険料の申請免除の承認を受けるためには、年度ごとに免除申請手続を行うことが必要であったが、当該期間における複数回の免除申請に係る事務処理を複数の行政機関が連続して誤ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を免除されていたことを示す関連資料（保険料免除申請書の控え、保険料免除承認通知書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年12月まで  
申立期間については、私の母がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いていたにもかかわらず、保険料の未納期間となっているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和60年3月にB市C区に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。

また、申立人に係るB市C区の国民年金被保険者名簿の記載内容から、申立期間に係る国民年金の加入手続は昭和60年3月に行われ、申立人は、55年4月に遡って被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

なお、申立期間直後の昭和58年1月から59年3月までの保険料は納付済みとなっているところ、前述の被保険者名簿及びオンライン記録から、当該保険料は、国民年金の加入手続が行われた60年3月に過年度納付されたことが確認できる。

また、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったとするA市において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の母親が申立期間に係る保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明で

ある。

加えて、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 九州（福岡）国民年金 事案 2820（福岡国民年金事案 2380 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から61年3月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から61年3月まで  
② 昭和61年5月から同年12月まで

私は、昭和58年頃にA市B区の年金担当者から国民年金への加入について説明を受けたことから、定期預金を解約して30万円を用意し、夫が同区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を一括納付した。その後の保険料は、金融機関で納付しており、免除申請を行ったことや、保険料を未納にしたことは無いとして年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間の保険料を納付したことを証明する新たな資料等はないものの、一括納付した時期については、はっきりとした記憶ではないが、昭和54年、55年又は56年頃だったと思うので、再調査の上、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立期間①については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月に職権適用で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii) A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は61年3月19日に免除申請の手続きを行い、同年1月から同年3月までの申請免除が承認されていることが確認できること、また、申立期間②については、夫婦一緒の定期的な保険料納付は、62年4月から開始され、当該期間については夫の保険料のみが納付さ

れていたと考えられることなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき、平成 23 年 4 月 7 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①に係る主張のうち、一括して保険料を納付した時期を、昭和 54 年、55 年又は 56 年頃であったとして再度申し立てている。

しかしながら、当委員会において再度調査を行ったところ、A市の被保険者名簿によると、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、前回の通知のとおり昭和 60 年 7 月であることが確認でき、ほかに福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 頃 から 同年 12 月 頃 まで

私は、申立期間において、A社（以下「申立事業所」という。）に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の申立期間当時の顧問社会保険労務士が提出した申立人に係る労働者名簿により、申立人は、平成 17 年 9 月 30 日から同年 12 月 31 日までの期間において、申立事業所に雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、前述の社会保険労務士が提出した申立人に係る平成 17 年分及び 18 年分源泉徴収簿より、申立人は、17 年 11 月 10 日、同年 12 月 9 日及び 18 年 1 月 10 日に申立事業所から支給を受けた給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、前述の源泉徴収簿により確認できる各月の給与の差引支給額は、申立人名義の入出金記録の振込金額と一致している。

さらに、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 8 月 1 日から A 事業所（以下「申立事業所」という。）に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 9 月 1 日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。履歴書で同年 8 月 1 日に採用されたことが分かるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の人事を担当する B 事業所が提出した申立人に係る人事記録から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、提出した人事関係の資料以外に申立人に係る資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況は不明である旨回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、B 事業所は、申立人の人事記録における申立事業所に係る採用日（昭和 33 年 8 月 1 日）と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なる理由は不明であるが、厚生年金保険に加入させる前に厚生年金保険料を給与から控除することは無いと思われる旨回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5284（福岡厚生年金事案 1218 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 2 日から 35 年 1 月 18 日まで

A事業所に勤めていた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は脱退手当金制度のことは全く知らず受給していないため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな事情と言えるものは無いが、入社当時の上司の氏名を思い出したので、調査の上、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、厚生省（当時）が脱退手当金の給付裁定のために当該脱退手当金の裁定庁へ回答した日（昭和 36 年 2 月 20 日）が記載されており、その約 2 か月後の昭和 36 年 4 月 12 日に支給決定がなされている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、ii) 申立人が勤務していた A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名が記載されているページ及びその前後 4 ページに記載されている脱退手当金の支給記録がある申立人を含む 6 人の被保険者のうち、連絡先が確認できる 2 人から脱退手当金の受給状況を聴取したところ、「脱退手当金については、同僚から話を聞いて承知していた。」、「脱退手当金は自分で請求した。」と供述していること、iii) 申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 48 年まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地

方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成21年8月5日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、入社当時の上司の氏名を思い出したとして再度申し立てているが、当該上司の供述からは、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな事情は得られず、このほかに福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5285（福岡厚生年金事案 3158 及び九州（福岡）厚生年金事案 5124 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月10日から52年2月10日まで

A事業所を含む3事業所に勤務していた期間について、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は認められなかった。

その後、A事業所に勤務していたときの同僚の氏名及び連絡先が分かったので、年金記録確認第三者委員会に再度申し立てたが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、A事業所に勤務していたときの同僚の母親が、私が同事業所に勤務していたときのことを証言してくれるので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 1回目のA事業所を含む3事業所の申立てについては、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成22年12月24日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、1回目の申立期間のうちA事業所に係る申立てについては、その理由として、i)同事業所は、申立期間途中の昭和51年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間のうち、同日から52年2月10日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、ii)同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、iii)事業主は、全ての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、iv)当時の事業主の連絡先は

不明である上、申立人が氏名を挙げた同僚からも供述が得られないため、申立人の当該期間における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないことなどを挙げている。

2 2回目のA事業所に係る申立てについては、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務していた同僚3人の氏名が分かったとして申立てを行っているが、申立人が氏名を挙げた同僚3人のうち、2人は既に死亡しており、1人は同事業所に勤務したことはなく申立人を知らない旨供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除に関する供述を得ることはできないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成26年4月10日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

3 今回、申立人は、A事業所に勤務していたときの同僚の母親から、自身が同事業所に勤務していた時の状況について証言を得られるとして再度申し立てている。

しかしながら、前述の同僚の母親は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除に関する供述を得ることはできない。

このほかに、福岡委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年頃から 38 年頃まで

私は、昭和 37 年頃から 38 年頃までの 1 年間程度、A 市の B 駅に在った店舗に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

当時、伝染病患者が来店し営業停止処分を受けたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に伝染病患者が来店し営業停止処分を受けたことを記憶していると供述しているところ、C 事業所（現在は、D 事業所）E 支部（以下「申立事業所」という。）に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、申立期間と同時期に B 駅に在った店舗に勤務していたとする同僚が、当該店舗が伝染病患者の来店により休みになったことを記憶していると供述している。

また、申立人が申立期間と同時期に当該店舗に勤務していたとして氏名を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者記録が、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、期間は特定できないものの申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の申立人が氏名を挙げた同僚は既に死亡している上、前述の被保険者名簿及びオンライン記録により申立期間と同時期に申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立人のことを記憶していないことから、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、申立期間に係る前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番は無いことから、申立人の

記録が欠落したとは考え難い。

さらに、D事業所は、申立期間当時の申立事業所に係る賃金台帳等を保管していないと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5287（福岡厚生年金事案 531 及び 1332 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 33 年 3 月 1 日から 38 年 9 月 1 日までの A 社（現在は、B 社）における被保険者期間について、同年 10 月 25 日に C 県で脱退手当金が支給決定されているとの説明があったが納得できないので、今まで 2 度にわたり年金記録確認第三者委員会に申し立てたが記録の訂正は認められなかった。

脱退手当金の支給決定日とされている昭和 38 年 10 月 25 日には、私は D 県に居住しており、受給できるはずがないので脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立人が勤務していた A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日前後に資格喪失した者の脱退手当金の支給記録を調査した結果、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 当該被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 10 月 25 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給について一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき、平成 20 年 12 月 19 日付け及び 21 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通

知が行われている。

今回、申立人は、「支給決定日である昭和 38 年 10 月 25 日にはD県に居住しており、受給することができなかつたはず。」として再度申立てをしている。

しかしながら、脱退手当金の支給決定は最終勤務事業所を管轄する社会保険事務所が行い、支給については請求者の住所地が遠隔地であっても、社会保険事務所から金融機関への送金により受領が可能であったことから、申立人が、支給決定を行った社会保険事務所の所在地とは異なるD県に居住していたことのみをもって、脱退手当金を受け取ることができなかつたとまでは言えず、申立人の主張は、福岡委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに福岡委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年頃から 63 年頃まで

私は、勤務時期は定かでないが、申立期間のうち、A社B支店に2年から3年間ぐらい、C社に2年から3年間ぐらい、D社に6か月間ぐらい勤務していたと思うので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社B支店に係る申立てについて、申立期間において同社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚のうち一人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社B支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の同僚からは、申立人のA社B支店における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除についての具体的な供述は得られない。

また、申立人は、A社B支店において、E職に従事していたとしているが、申立人と同様にE職であったとする複数の同僚は、自身が厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは、入社後半年から2年経過した頃であったとそれぞれ供述していることから、A社B支店では、申立期間当時、従業員について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A社が加入していたF健康保険組合に照会したが、申立人の加入記録は確認できない。

加えて、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿によると平成11年に解散している上、当時の同店支店長に照会したが回答が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実

態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

- 2 C社に係る申立てについて、申立人は、G職員であったと供述しているが、同社は、「当時、厚生年金保険には正社員のみ加入させていた。G職員は、正社員ではなくパートか派遣社員と思われる。」と回答している。

また、C社は、申立期間当時の社会保険関係資料は保管していないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、C社が加入していたH厚生年金基金は、申立人の加入記録は無いと回答しており、I健康保険組合は、申立期間当時の記録を保管していないため、申立人の加入記録は確認できないと回答している。

- 3 D社に係る申立てについて、申立人は、勤務は日曜日と祝日が休みであった旨供述しているが、同社は、「当社の店舗は年中無休で営業していたため、土日祝日に勤務できない人はパートで雇用しており、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、D社は、申立期間当時の個人別賃金台帳を保管していないため、申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できないが、申立期間当時の社会保険関係の届出書類を保管しているので確認したところ、申立人に係る書類は無かった旨回答している。

- 4 申立期間において、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、A社B支店及びC社に係る厚生年金保険被保険者名簿並びにD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（大分）厚生年金 事案 5289（大分厚生年金事案 1139 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年頃から 48 年頃まで  
② 昭和 48 年頃から 50 年頃まで  
③ 昭和 62 年頃から平成 4 年頃まで

申立期間①については、A社B支店に、申立期間②については、事業所名は記憶していないが、C駅の近くに所在していた「Dビル」内のE設備を販売する会社に、申立期間③については、事業所名は記憶していないが、この頃に倒産したF社に商品を納入していた会社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このため、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、いずれの申立期間も年金記録の訂正は認められなかった。

しかしながら、申立期間②については、「Dビル」の2階の一室に社長が居住していたことを記憶しており、申立期間③については、勤務していた事業所は、G社H事業所に出入りする10数社のうちの1社であり、私は役員であったことから、全ての申立期間について厚生年金保険に加入していたはずなので再度申し立てるが、特に申立期間②については、法務局関係にも調査対象を広げるとともに、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、i) 申立期間①については、期間の特定はできないものの、申立人が、A社B支店に勤務していたことはうかがえるが、申立人が勤務していたと主張するI職については、同社及び同社の健康保険組合並びに複数の同僚が、申立期間当時、同社B支店では、I職の者は厚生年金保険に加入させていなかった旨回答していること、ii) 申立期間②について

は、申立人が勤務していたと主張するC駅近くに所在していた建物の管理組合及び申立人が業務で出向いたことがあるとする事業所に事情を確認したが、申立事業所を特定することができないこと、iii) 申立期間③については、申立人が商品を納入していたと供述しているF社の元役員二人及びその二人が当時の同社J出張所長であったとする者に事情を確認したが、いずれも申立人を記憶していない上、申立事業所を特定できないことなどを理由として、既に年金記録確認大分地方第三者委員会（当時。以下「大分委員会」という。）の決定に基づき、平成24年1月13日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の大分委員会の決定に納得できないことに加え、申立期間②に係る申立事業所について、法務局関係にも調査を広げてほしいとして再度申し立てている。

しかしながら、申立期間②に係る申立事業所について、K法務局は、会社ごとで商業登記を行っているため、入居していたビルの名称から会社の登記を確認することは不可能であり、会社の名称及び会社の所在地が不明である場合は調査を行うことができない旨回答している。

また、L団体に照会したが、会社の名称又は代表者の氏名のいずれもが不明であれば、会員登録の情報について調査を行うことができない旨回答している。

このほかに、申立人から新たな供述や資料等の提出は無く、大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。